

※ 完了検査申請時に、該当項目について
確認事項をチェックの上、提出して下さい。

建築基準関係規定報告書(設備関係)

建築基準関係規定に基づき下記事項を確認しました。

工事監理者 () 建築士 () 登録第 号
資格氏名

建築士事務所名 () 建築士事務所 () 登録第 号 TEL

	建築基準関係規定	確認事項	チェック
	建築基準法 ・第32条(電気設備)	メーターが取り付けられている	<input type="checkbox"/>
	ガス事業法 ・第162条の規定が適用される消費機器	メーターが取り付けられている	<input type="checkbox"/>
	水道法 ・第16条の規定が適用される給水装置	給水装置工事完了報告及び竣工検査の申込みが されている 問合せ先: 上下水道局 給排水サービス課 06-6858-2961	<input type="checkbox"/>
	下水道法 ・第10条第1項及び第3項の規定が適用される 排水設備	「排水設備工事計画確認通知書」が発行されてい る 問合せ先: 上下水道局 給排水サービス課 06-6858-2961	<input type="checkbox"/>